

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>3 医療扶助の適正運営の確保</p>	<p>1 医療扶助受給者に対する指導援助の状況</p> <p>(1) 被保護者の病状は、レセプト点検、主治医訪問、囑託医協議等によりの確に把握され、その結果に基づき就労指導、療養指導等が適切に行われているか。</p> <p>(2) 長期入院患者、長期外来患者の実態を把握し、必要な指導援助は行われているか。</p> <p>特に、社会的入院を余儀なくされている入院患者について、介護施設への入所や介護サービスを受けての在宅生活への移行が図られるよう必要な指導援助は行われているか。</p> <p>(3) 医療機関の選定は、真に止むを得ない場合を除き、患者の居住地に近い医療機関となっているか。</p> <p>(4) 同一疾病で、複数の医療機関で受診する重複受診の確認、審査は行われているか。その結果を踏まえ、適正な受診指導が行われているか。</p> <p>2 レセプトの点検、活用状況</p> <p>(1) レセプトは、個別ケースごとに直近6か月程度は編綴され、療養指導等常時活用できる状態となっているか。</p> <p>また、病状の把握、療養指導等に際し、ケースワーカー、査察指導員、囑託医等により適時レセプトが活用されているか。</p> <p>(2) 医療費の適正な支出のため、<u>本庁の内容点検分を除いた全てのレセプトに対して内容点検等が実施され、過誤調整等は適切に行われているか。</u></p> <p>(3) レセプト点検に当たり、診療日数、診療内容、診療点数等に疑義が生じた場合には、囑託医への協議又は本庁に対し技術的助言を求めているか。</p> <p>(4) 医療券交付処理簿とレセプトの照合が行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>3 移送給付等の状況</p> <p>(1) 移送給付</p> <p>ア 移送給付は、申請に基づき行われているか。 また、通院証明書、レセプト等により事実確認は行われているか。</p> <p>イ 移送手段は、最も経済的な方法で行われているか。 なお、タクシーを使用する場合は、医師の診断に基づき、歩行困難と認められた者等、真に止むを得ない者に限って行われているか。</p> <p>ウ 移送給付は、現物給付を原則として行われているか。</p> <p>(2) 入院患者日用品費等給付 入院患者日用品費及び年金等の累積金は把握され、加算等の調整が適切に行われているか。</p> <p>(3) 施術、治療材料給付 あん摩、マッサージ等の施術、眼鏡等治療材料の給付は事前に申請させ、適切に行われているか。</p> <p>4 嘱託医等の配置及び活動状況</p> <p>(1) 嘱託医が週1回程度の所内勤務を行う等、医師による専門的判断を得られる体制が確保されているか。</p> <p>(2) 医療扶助の要否及びケース処遇に当たって、嘱託医等の専門的かつ技術的意見が聴取されているか。</p> <p>(3) ケースワーカー等の医学知識の研修に当たって、嘱託医等が効果的に活用されているか。</p> <p>5 本庁への技術的助言の要請状況 医療の給付の要否、処遇方針の決定に当たっては、医学的見地からみて疑義のあるものについて本</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>庁に対し技術的助言を求めているか。</p> <p>6 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況</p> <p>(1) 医療扶助の決定に当たり、社会保険等他法が適用されるものであるか否かについて確認がされているか。</p> <p>(2) 患者の病状等に応じ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という）、結核予防法等の活用について、保健所等関係機関との連携が十分図られているか。</p> <p>特に次の点について、関係機関と連携が図られ、確認がされているか。</p> <p>ア 精神科受診ケースについて、精神障害者保健福祉手帳申請の可否についての検討が行われているか。</p> <p>イ 精神科の通院について、精神保健福祉法第32条の適用について検討が行われているか。</p> <p>7 <u>頻回受診者に対する適正受診指導状況</u></p> <p>(1) <u>頻回受診者指導台帳等が整備されているか。</u></p> <p>(2) <u>頻回受診の判断及び指導は適切に行われているか。</u></p> <p>8 <u>入院日数が180日を超えて入院している患者に対する医療扶助の例外的な給付状況</u></p> <p>(1) <u>医療扶助における例外的給付対象者台帳等が整備されているか。</u></p> <p>(2) <u>入院患者の退院後の受入先の確保について、必要な指導援助等が行われているか。</u></p> <p>(3) <u>例外的な給付の支給が適切に行われているか。</u></p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>4 介護扶助の適正運営の確保</p>	<p>1 介護扶助受給者等に対する指導援助の状況</p> <p>(1) 要介護又は要支援の状態にあると考えられる者については、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等により、要介護認定申請が行われるよう指導がなされているか。</p> <p>(2) 要介護認定が行われた場合は、要介護度等を踏まえた介護サービスの内容が把握され、また、それに基づき指導援助がなされているか。</p> <p>(3) 利用する介護機関は、真に止むを得ない場合を除き、当該介護機関の通常の事業実施地域内に要介護者等の居住地があるものが、選定されているか。</p> <p>2 介護給付費の点検等</p> <p>介護券交付処理簿と介護給付費公費受給者別一覧表の照合が適切に行われているか。</p> <p>3 福祉用具及び住宅改修の給付状況</p> <p>(1) 介護扶助受給者に対して、福祉用具の購入費及び住宅改修費の全額を支給した場合に、領収書等により保険給付等の申請がなされるよう指導されているか。</p> <p>(2) 保険者による償還金が支給された場合には、適切に法第63条適用がなされているか。</p> <p>4 介護施設入所者基本生活費等給付</p> <p>介護施設入所者基本生活費及び年金等の累積金は把握され、加算等の調整が適切に行われているか。</p> <p>5 本庁への技術的助言の要請状況</p> <p>介護扶助の給付の要否に当たって疑義のあるものについて本庁に対し技術的助言を求めているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>5 福祉事務所における 入所措置等の適正実施 の確保</p> <p>(1) 適正な入所措置 事務等の確保</p> <p>(2) 適正な保護の決定 事務の確保</p> <p>6 組織的な運営管理の 推進</p> <p>(1) 計画的な運営管理 の推進</p>	<p>6 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況 介護扶助の決定に当たっては、障害保健福祉関係 部局等関係機関との連携が図られているか。</p> <p>1 適正な入所措置事務は、確保されているか。</p> <p>(1) 措置台帳等諸帳簿は整備され、適正に入所措置 事務が行われているか。</p> <p>(2) 入所措置について、より必要性の高い者を優先 して措置されているか。</p> <p>2 入所措置後の援助は、適正に行われているか。</p> <p>(1) 入所措置後の継続の要否について見直しが行わ れているか。</p> <p>また、措置変更事由が生じた場合の措置換えは 適正に行われているか。</p> <p>(2) 入所措置後、年1回以上は訪問調査を行い、更 生状況等の確認が適切に行われているか。</p> <p>また、その状況は記録として残されているか。</p> <p>(3) 死亡等による入所措置解除については、速やか にその手続きが行われているか。</p> <p>また、遺留金品の処分については、関係職員立 会いのもとに適切に行われているか。</p> <p>入所者本人支払額の決定事務は適正に行われている か。</p> <p>1 理事者等の現状認識</p> <p>(1) 理事者及び所長等は、管内の保護動向、地域的</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>特性、実施体制及び前年度指導監査結果等を踏まえ、福祉事務所の抱えている問題点の現状を十分掌握しているか。</p> <p>(2) 理事者及び所長等は、福祉事務所の抱えている特別な問題点等の要因の分析を行い、具体的な改善計画の策定等、その対応措置を講じているか。</p> <p>(3) 所長等幹部職員は、個別ケースの問題から福祉事務所全体として取り組むべき問題について把握し、その対応策を講じているか。</p> <p>ア 開始・廃止ケースの状況、並びに問題を抱える開始・廃止ケースの有無について把握し、福祉事務所全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。</p> <p>イ 法第63条及び法第78条適用ケースの発生原因を分析し、福祉事務所全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。</p> <p>ウ その他、特に問題を抱えるケースについて、福祉事務所全体の問題として把握し、取り組んでいるか。</p> <p>エ 問題解決のために必要な職員研修を実施し、あるいは、自主的内部点検や適正化対策事業等を実施する等、その対応策を講じているか。</p> <p>(4) 理事者及び所長等は、職場環境の改善及び職員の士気高揚に努めているか。</p> <p>2 運営の方針及び事業計画の状況</p> <p>(1) 生活保護の運営については、ケースワーカー等関係職員が参画し、本庁が福祉事務所に対して示した指針、当該地域の実情、保護の動向、福祉事務所の抱える問題点及び指導監査結果等を十分踏まえた上で基本的な方針が決められているか。</p> <p>また、問題点に対する具体的な改善策が盛り込まれているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(2) 査察指導機能の充実</p>	<p>(2) 生活保護の運営は、基本的な方針を踏まえ、事業計画を策定する等計画的に行われているか。 また、関係職員に周知されるとともに、進捗状況が定期的に確認され必要な措置がとられているか。</p> <p>3 自主的内部点検及び適正化対策事業の実施及び活用状況</p> <p>(1) 当面する課題及び指導監査結果に基づく指導事項又は指示事項を取り入れた自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているか。</p> <p>(2) 実施した自主的内部点検及び適正化対策事業の結果を集計するとともに、実施結果について、福祉事務所としての評価がされているか。また、運営方針等に反映されているか。</p> <p>(3) 自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているにもかかわらず、指導監査等において、依然として、同じ事項が指摘又は指示を受けている場合、その実施方法の適否について検討されているか。</p> <p>(4) 経理事務処理の点検が実施されているか。</p> <p>4 ケース診断会議の活用状況</p> <p>(1) 処遇困難ケースの処遇方針を樹立する場合等においては、ケース診断会議を開催する等必要に応じ速やかに組織的判断を行っているか。 また、所長等幹部職員が参画しているか。</p> <p>(2) ケース診断会議等の検討結果は記録されているか。 また、その結果等を踏まえ具体的な取組が行われているか。</p> <p>1 現業活動の掌握体制の確保 訪問計画の策定等計画的な訪問のための取組や訪</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>問調査活動の実施について査察指導員が把握でき、かつ必要な指示・助言ができる体制が確保されているか。また、必要に応じ個々のケースを掌握するための査察指導台帳が作成されているか。</p> <p>2 訪問の進行管理等</p> <p>(1) ケースの実態に即した処遇方針の樹立、訪問計画の策定等、訪問調査活動の実施についての助言、指導は適切になされているか。</p> <p>また、ケースの実態の変化に応じて、その見直しに対する助言、指導が適切に行われているか。</p> <p>(2) 長期間未訪問ケース等について、ケースワーカーに対して必要な指導が行われているか。</p> <p>3 ケース審査及び助言、指導</p> <p>(1) ケースの処遇内容について、ケースワーカーに必要な助言、指導が適切に行われているか。</p> <p>特に、新任のケースワーカーに対し、実務指導、接遇等について特別な配慮がなされているか。</p> <p>(2) ケースワーカーに助言、指導した事項、その経過及び結果について、査察指導台帳に記録される等、何らかの形で記録されているか。</p> <p>(3) ケースワーカーに助言、指導した事項についての進行管理は適切になされているか。</p> <p>4 処遇困難ケースへの対応</p> <p>(1) 処遇困難ケースについては、査察指導員が同行訪問を行う等により、その実態を把握し、適切な処遇を行うよう指導しているか。</p> <p>(2) 必要に応じ、関係者にケース診断会議等への参加又はケースへの同行訪問を要請しているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(3) 実施体制の確保</p>	<p>(3) 関係機関等との連携が、組織的に確保されているか。</p> <p>1 職員の配置状況</p> <p>(1) 査察指導員、ケースワーカーが不足して事務処理に支障を来していないか。</p> <p>(2) 査察指導員は原則として生活保護業務経験者等で、適切な助言、指導ができる者となっているか。</p> <p>(3) ケースワーカーの大半が異動すること等によってケースの処遇、事務処理等に支障を来していないか。</p> <p>ケースワーカー等が社会福祉主事資格を有していない場合は、資格取得についての配慮が行われているか。</p> <p>(4) 査察指導員、ケースワーカーが生活保護以外の業務を兼務している場合、支障を来していないか。また、査察指導員がケースを直接担当していることはないか。</p> <p>2 面接相談体制の状況</p> <p>専任面接相談員の配置や、査察指導員とケースワーカーの複数面接制の採用等面接相談体制が確立されているか。</p> <p>3 経理事務の処理状況</p> <p>(1) 保護金品の支給手続、返還金の返納手続等は、関係法令等に照らし適切なものとなっているか。</p> <p>特に、金品等の授受に当たっては、ケースワーカー等が現金を取り扱っていないか。</p> <p>(2) 保護金品の支給については、定期的又は随時に関係帳簿との照合、点検を行っているか。</p> <p>(3) 法第63条による返還額の決定は、適切に行わ</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>7 福祉事務所の実情に応じた重点的な指導の徹底</p>	<p>れているか。<u>一部又は全部の返還額を免除する場合は、その必要性を十分検討して、また、その内容が挙証資料等により明確にされているか。</u></p> <p>(4) 法第63条による返還金及び法第77条又は法第78条による徴収金の債権管理は適切に行われているか。</p> <p>また、未収について、国庫負担金との調定は適切に行われているか。</p> <p>4 ケース記録等事務処理の管理状況</p> <p>(1) ケース記録等個人的事情に係る情報資料については、秘密が厳守されるよう慎重な配慮のもとに取り扱われているか。</p> <p>(2) 関係先照会等にかかる決裁文書等の処理について、内容審査、点検等の管理が適正に行われているか。</p> <p>1 福祉事務所の実情に応じた取組状況</p> <p>(1) 福祉事務所において、それぞれ保護動向について分析を行う等により、実情に応じた具体的な対応策が講じられているか。</p> <p>(2) 地域の特性から問題点が認められる福祉事務所においては、その根本的な要因等の分析を十分に行う等により、問題点に対する対応策等が計画的に講じられているか。</p> <p>(3) 前年度監査結果による指摘事項について福祉事務所は、その原因についての分析を行い、具体的な改善策が講じられているか。</p> <p>(4) 特に小規模な福祉事務所において、保護の適正運営が組織的かつ継続的に確保されうる体制が取られているか。</p> <p>また、実務を中心とした研修やケース事例の研究協議会等、実施水準の維持向上のための努力が</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>されているか。</p> <p>2 暴力団関係者ケースに対する調査、指導の状況</p> <p>(1) 暴力団関係者のケースについては、警察署等関係機関への照会によりの確に把握されているか。</p> <p>(2) 資産、収入、生活歴、現在の生活実態（病状、稼働状況等）は、的確に把握されているか。</p> <p>(3) ケース診断会議等で受給要件の厳格な審査と指導方針が明確にされ、組織的に取り組まれているか。</p> <p>また、受給要件は常時見直されているか。</p> <p>(4) 自立更生計画書は必要に応じ徴取されているか。</p> <p>(5) 警察署等関係機関とは常時連携できる体制が確保されているか。</p> <p>なお、暴力行為等があった場合は、速やかに警察署へ通報する等の措置が行われているか。</p> <p>(6) 保護の開始決定後、本庁への情報提供が速やかに行われているか。</p> <p>3 自動車保有ケースに対する調査、指導の状況</p> <p>(1) 自動車の保有状況が、必要に応じて陸運支局等の関係先調査等によりの確に把握され、保有要件の審査が適切に行われているか。</p> <p>なお、保有容認に当たっては、任意保険の加入についても検討されているか。</p> <p>(2) 保有を認めた場合においては、適宜保有要件の検証が適切に行われているか。</p> <p>(3) 保有が認められない場合の指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。</p> <p>また、指導指示に従わない場合には、保護の停・廃止等の措置は適切に行われているか。</p> <p>(4) 処分が行われるまでの間の使用禁止の指導は、適切に行われているか。</p>

別紙2 都道府県・指定都市本庁に対する指導監査の主眼事項及び着眼点（案）

主 眼 事 項	着 眼 点
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">福祉事務所に対する指導監査関係</div>	
<p>1 管内の概況把握</p>	<p>1 管内福祉事務所の保護動向の把握とその要因の分析は十分に行われているか。</p> <p>2 管内福祉事務所の査察指導員、現業員の充足状況の把握及び指導は適切に行われているか。 また、社会福祉主事資格の取得に対し配慮がされているか。</p> <p>3 管内福祉事務所の保護の実施状況が適切に把握され福祉事務所毎の課題が明確になっているか。</p>
<p>2 管内福祉事務所に対する一般的指導 (運営方針の策定)</p>	<p>1 福祉事務所の運営方針の策定に関して、本庁の関与はどのように行われているか。また、福祉事務所の運営方針を掌握しているか。</p>
<p>(自主的内部点検)</p>	<p>2 福祉事務所の自主的内部点検事業は福祉事務所毎の問題点に対応したものとなっているか。</p>
<p>(査察指導体制)</p>	<p>3 福祉事務所の査察指導員が行う業務に関しマニュアルの策定等標準を示して指導が行われているか。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 査察指導台帳の様式は現業員業務の全体が掌握できるものとなっているか。 ・ 実際の活用状況が把握されているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(面接相談等における適切な対応)</p> <p>(訪問調査活動)</p> <p>(関係先調査)</p> <p>(扶養能力調査)</p>	<p>4 保護の受給要件等制度の趣旨が、要保護者に正しく理解されるよう十分説明され、相談内容に応じた懇切丁寧な対応を行うよう指導が行われているか。</p> <p>5 生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう生活保護制度の周知や民生委員、各種相談員との連携、保健福祉関係部局及び水道、電気の事業所等との連絡・連携体制づくりについて指導が行われているか。</p> <p>6 訪問調査活動の基本となる訪問格付について標準を示す等適切に指導が行われているか。また、その定着状況及び訪問実績を把握しているか。</p> <p>7 保護申請時の同意書の徴取及び関係先調査に関する指導が適切に行われているか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同意書の徴取及び関係先調査について、その定着状況を把握しているか。 ・ 関係先調査の範囲について標準を示す等適切に指導がなされているか。 ・ 問題がある福祉事務所に対する指導は適切に行われているか。 ・ 課税調査について、全ケース一斉点検等必要な指導が行われているか。 </div> <p>8 扶養能力調査について、適切に指導が行われているか（特に、生別母子世帯の前夫及び転出した子）</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(自動車の保有)</p> <p>(暴力団関係ケースへの対応)</p> <p>(不正受給への対応)</p> <p>(医療扶助)</p>	<p>9 管内福祉事務所の自動車の保有について保有要件の審査等が的確に実施され、必要な指導が行われているか。</p> <p>10 関係機関との連携は図られているか。また、福祉事務所に対して常時関係機関との連携を図ることができる体制づくりを支援しているか。</p> <p>11 不正受給ケースへの対応について、適切に指導が行われているか。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発見時点において収入の遡及調査（原則として5年）、及び預貯金等の関係先調査を実施するように指導しているか。 ・ 稼働能力を有する場合その活用指導を徹底するように指導しているか。 ・ 返還決定額に関する指導は適切か。 </div> <p>12 現業員、査察指導員、医療事務担当者及び嘱託医の連携方策について適切に指導が行われているか。</p> <p>13 長期入院患者実態把握及び長期外来患者実態把握に関する各事業の結果が集約されているか。また、その取組の成果や課題をその後の指導に活用しているか。</p> <p>14 診療報酬の知事決定が適切に行われているか。また、福祉事務所の縦覧点検等に関する指導は適切に行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(介護扶助)</p> <p>3 指導監査 (指導監査体制)</p> <p>(指導監査の実施計画)</p>	<p>15 介護扶助の実施状況について把握しているか。</p> <p>16 介護扶助の実施上の課題を把握し、適切に指導しているか。</p> <p>1 生活保護指導職員及び関係職員の配置は適切に行われているか。</p> <p>2 指導監査担当職員の職務能力の確保及び向上のための方策としてどのような努力がされているか。</p> <p>3 指導監査をめぐる各種の課題について共通認識のもと、十分に検討が行われているか。</p> <p>4 福祉事務所毎の課題を明確にし、かつ、継続的な指導を確保するため「指導台帳」を整備し活用しているか。</p> <p>5 監査における指示（指摘）の基準が明らかとなっているか。</p> <p>6 福祉事務所毎の保護動向や課題を踏まえた指導監査計画が樹立されているか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の監査結果の問題点及び是正改善報告を踏まえて重点的な計画となっているか。 ・ 検討対象ケースの抽出は、監査の重点にふさわしいものとするため工夫がされているか。 ・ 特別監査は、問題点に応じた工夫ある計画となっているか。 ・ 監査班の編成は、幹部職員の参画等適切に行われているか。 </div>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(監査の実施)</p> <p>(是正改善指示)</p>	<p>7 監査の内容は、単にケース取扱の適否のみでなく組織的運営体制にかかわる事項、本庁の示したマニュアルの定着状況等制度運営の全般的な状況にわたり必要な確認と指導が行われるものとなっているか。</p> <p>8 監査結果の問題点等については、福祉事務所職員との研究協議の場を設ける等、共通の問題意識を持つとともに理解を深めるよう工夫されているか。</p> <p>9 監査結果の是正改善指示は、単に問題点を明らかにすることに止まらず、問題が生じる要因を分析・検討した上で、具体的対応策を含めた指示になっているか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回監査の問題点、是正改善報告及び今回監査結果の問題を総合的に勘案した妥当なものとなっているか。 ・ 指示の内容は、問題点の具体的改善方策に資する内容となっているか。 </div>
<p>(是正改善の確認)</p>	<p>10 上記9を担保するため、復命会を行う等本庁内部において十分な検討が行われているか。</p> <p>11 是正改善指示の内容は、責任ある者に対して的確に伝達し理解が得られるよう努力されているか。</p> <p>12 是正改善報告については、実効ある内容か否かについて十分な検討が行われているか。</p> <p>13 改善措置の進捗状況については確認監査や巡回指導等が行われ、それぞれの段階で必要な助言指導が</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>4 その他の事項 (小規模福祉事務所に対する指導) (研修等資質向上策)</p>	<p>行われているか。また、内容によっては継続的な指導が行われているか。</p> <p>1 小規模福祉事務所の実施水準の向上策としてどのような工夫がされているか。</p> <p>2 職員の資質向上対策（特に現業経験の乏しい現業員等に対し）としてどのような工夫がされているか。</p>
<p>指定医療機関に対する指導関係</p>	<p>1 個別指導計画を、医療機関の傾向や、福祉事務所の意見等を踏まえ適切に立てているか。</p> <p>2 検査は、医療保険関係部局等との連携により、必要に応じて的確に実施しているか。また、検査結果の措置を、的確に実施しているか。</p>
<p>指定介護機関に対する指導関係</p>	<p>1 個別指導計画を、介護機関の傾向や、福祉事務所の意見等を踏まえ適切に立てているか。</p> <p>2 検査は、介護保険関係部局等との連携により、必要に応じて的確に実施しているか。また、検査結果の措置は、的確に実施しているか。</p>

II 平成14年度における指定医療機関に対する指導及び検査について

指定医療機関に対する個別指導及び検査に当たっては、知事決定や管内福祉事務所に対する指導監査等を通じて把握した医療扶助運営上の問題点、指定医療機関ごとの医療給付等の傾向等を踏まえ、「都道府県・指定都市・中核市が行う指定医療機関に対する個別指導の主眼事項及び着眼点」に基づき実施すること。

なお、近年、指定医療機関による診療報酬の不正請求等が発生しているため、不正又は不当な診療報酬の請求を行った医療機関に対しては、厳正に対処する等医療扶助の一層の適正実施に努めるとともに、指導の強化を図るため、医療保険等各制度との連携を図り、不正請求等の疑いに関する情報交換や状況に応じて合同による指導及び検査を実施すること。

III 平成14年度における指定介護機関に対する指導及び検査について

指定介護機関に対する個別指導及び検査に当たっては、管内福祉事務所に対する指導監査等を通じて把握した介護扶助運営上の問題点、指定介護機関ごとの介護給付等の傾向等を踏まえ、「都道府県・指定都市・中核市が行う指定介護機関に対する個別指導の主眼事項及び着眼点」に基づき実施すること。

IV 平成14年度における保護施設に対する 指導監査について

保護施設が健全で安定した運営のもとに、その設置目的に沿った適切な入所者処遇が確保されるためには、施設に対する都道府県、指定都市及び中核市の指導監査の果たす役割は極めて重要である。

については、平成14年度の保護施設の指導監査に当たっては、別紙「保護施設指導監査事項（案）」に基づき、特に以下の点に留意の上、実施することとされたい。

なお、監査事項は地方自治法第245条の9に定める処理基準となるので、留意願いたい。

1 指導監査体制等の充実

指導監査に当たっては、他の社会福祉施設監査との連携を保ちつつ指導監査体制を整備し、適正な施設運営が確保されるよう計画的な指導監査を実施すること。

2 保護施設等に対する指導監査の実施

(1) 入所者処遇に重点をおいた指導監査の実施

施設運営の基本は、入所者に対する適切な処遇を確保することにあるので、①ハンディキャップに対応した処遇が確保されているかどうか、②入所者個々の人権に配慮した運営がなされているかどうか、③入所者からの苦情処理に適切に対応しているかどうか重点をおいた指導監査を実施するとともに、入所者の自立、自活等への援助に向けた取組みが一層図られるよう指導すること。

(2) 必要な職員の確保と職員処遇の充実

職員の処遇については、適切な給与水準の確保や労働時間の短縮等労働条件の改善を図るとともに、研修等職員の資質向上及び福利厚生等の士気高揚策の充実に努め、有用な人材の確保及びその定着化を指導すること。

(3) 施設の適正な運営管理体制の確立

入所者処遇を図るための必要な職員の確保の他、社会福祉施設における運営費関係通知等に基づく適正な会計事務処理及び内部牽制体制の確立並びに消防法令等に基づく防災対策の充実強化等について指導すること。

保護施設指導監査事項（案）

主眼事項	着 眼 点
<p>第1. 適切な入所者処遇の確保</p> <p>1. 入所者処遇の充実</p>	<p>施設の処遇について、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。</p> <p>施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限していないか。</p> <p>(1) 処遇計画は、適切に策定されているか。</p> <p>ア 処遇計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び入所者本人等の希望に基づいて策定されているか。</p> <p>また、処遇計画は、入所後、適切な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえた上で策定され、必要に応じて見直しが行われているか。</p> <p>イ 処遇計画は医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを得て策定され、かつその実践に努めているか。</p> <p>ウ 処遇方針に基づいた処遇が実践されているか。</p> <p>エ 入所者の処遇記録等は整備されているか。</p> <p>オ ケース処遇の進行管理は適切に行われているか。</p> <p>(2) 機能訓練は、必要な者に対して適切に行われているか。</p> <p>ア 機能低下を防止するために保護施設の個別リハビリ計画が策定されているか。</p> <p>イ 車いす、歩行器等は、必要な台数が確保されているか。</p> <p>(3) 適切な給食を提供するよう努めているか。</p> <p>ア 必要な栄養所要量が確保されているか。</p> <p>イ 嗜好調査、残食（菜）調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。</p> <p>ウ 検食は、適切な時間になされているか。（原則として食事前となっているか。）また、各職種職員の交替により実施されているか。</p> <p>エ 入所者の身体状態に合わせた調理内容になっているか。</p> <p>また、入所者の身体状況に応じた食事のための自助具等の活用がなされているか。</p>